

社会的企業研究会規約・新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(名称) 第1章 この会は、「社会的企業研究会」と称する。</p> <p>(目的) 第2章 この会は、社会的・連帯経済を軸に、多くの研究者・実践者による横断的な調査研究、交流に加えて、社会的企業、社会的・連帯経済の啓発宣伝を行い政策提言につなげる。</p> <p>(事業及び活動) 第3章 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業および活動を行う。 (1) 研究者・実践者による横断的な研究の場としての研究会の開催。 (2) フォーラム（シンポジウム）等の開催。 (3) メールマガジン、出版物の発行などによる研究成果の外部発信。 (4) 社会的企業、社会的・連帯経済についての情報の収集及び提供。 (5) 社会的企業、社会的・連帯経済に関する内外の関係組織との交流及び連携、協力。 (6) その他目的達成に必要なこと。</p> <p>(会員) 第4章 この会は、個人会員及び団体会員で構成する。 2 この会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出</p>	<p>(名称) 第1章 この会は、「社会的企業研究会」と称する。</p> <p>(目的) 第2章 この会は、社会的・連帯経済を軸に、多くの研究者・実践者による横断的な調査研究、交流に加えて、社会的企業、社会的・連帯経済の啓発宣伝を行い政策提言につなげる。</p> <p>(事業及び活動) 第3章 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業および活動を行う。 (1) 研究者・実践者による横断的な研究の場としての研究会の開催。 (2) フォーラム（シンポジウム）等の開催。 (3) メールマガジン、出版物の発行などによる研究成果の外部発信。 (4) 社会的企業、社会的・連帯経済についての情報の収集及び提供。 (5) 社会的企業、社会的・連帯経済に関する内外の関係組織との交流及び連携、協力。 (6) その他目的達成に必要なこと。</p> <p>(会員) 第4章 この会は、個人会員及び団体会員で構成する。 2 この会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出</p>	

社会的企業研究会規約・新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>するものとする。</p> <p>3 会員は本会の運営のため、次に定める会費を納入しなければならない。</p> <p> 団体会員 年会費 10,000 円（一口。ただし口数は自由）</p> <p> 個人会員 年会費 3,000 円（ただし、学生は会費を免除する。その他、支払いが困難な場合等は本人の申し出により運営委員会が認めた場合には会費を免除する。）</p> <p>4 団体会員にあっては、この会に対してその権利を行使する一人の者（以下団体代表者）を定め、会長に届けなければならない。</p> <p>5 会員は、各号の権利を有する。</p> <p> ①会から情報提供を受け、運営に意見を述べかつ参加できる。</p> <p> ②会員MLへの参加や会の事業及び活動に無料で参加できる。</p> <p>6 会員がこの会を退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>7 会員が督促後1年以上にわたって会費を納入しない場合は、退会したものとみなす。</p> <p>（役員）</p> <p>第5章 この会に次の役員を置く。</p> <p>（1）会長 1名</p> <p>（2）副会長 若干名</p> <p>（3）運営委員 若干名</p> <p>（4）会計 1名</p> <p>（5）監事 2名</p> <p>2 役員は個人会員及び団体代表者の中から選出する。</p>	<p>するものとする。</p> <p>3 会員は本会の運営のため、次に定める会費を納入しなければならない。</p> <p> 団体会員 年会費 10,000 円（一口。ただし口数は自由）</p> <p> 個人会員 年会費 3,000 円（<u>但し、学生については1,500円</u>）</p> <p>4 団体会員にあっては、この会に対してその権利を行使する一人の者（以下団体代表者）を定め、会長に届けなければならない。</p> <p>5 会員は、各号の権利を有する。</p> <p> ①会から情報提供を受け、運営に意見を述べかつ参加できる。</p> <p> ②会員MLへの参加や会の事業及び活動に無料で参加できる。</p> <p>6 会員がこの会を退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>7 会員が督促後1年以上にわたって会費を納入しない場合は、退会したものとみなす。</p> <p>（役員）</p> <p>第5章 この会に次の役員を置く。</p> <p>（1）会長 1名</p> <p>（2）副会長 若干名</p> <p>（3）運営委員 若干名</p> <p>（4）会計 1名</p> <p>（5）監事 2名</p> <p>2 役員は個人会員及び団体代表者の中から選出する。</p> <p>3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>変更</p>

社会的企業研究会規約・新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(会議)</p> <p>第6章 この会は、総会及び役員会を持つ。</p> <p>2 総会は、個人会員及び団体代表者により年1回開催し、役員及び年間事業計画、会計予算・決算、その他事項について議決する。</p> <p>3 総会は、個人会員及び団体代表者の出席者の過半数の同意で議決する。</p> <p>4 役員会は、総会の決定に基づき、会の企画及び運営について協議する。</p> <p>5 総会及び役員会は、会長が招集する。</p> <p>(会計)</p> <p>第7章 この会は、会費及び事業の参加費等の収入で運営する。</p> <p>2 この会の会計は、監事による監査を経て、総会に報告する。</p> <p>(その他)</p> <p>第8章 その他この会の運営に必要な事項については、役員会で協議する。</p> <p>(附則)</p> <p>この規約は、設立総会の議決を得て2012年5月27日から施行する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第6章 この会は、総会及び役員会を持つ。</p> <p>2 総会は、個人会員及び団体代表者により年1回開催し、役員及び年間事業計画、会計予算・決算、その他事項について議決する。</p> <p>3 総会は、個人会員及び団体代表者の出席者の過半数の同意で議決する。</p> <p>4 役員会は、総会の決定に基づき、会の企画及び運営について協議する。</p> <p>5 総会及び役員会は、会長が招集する。</p> <p>(会計)</p> <p>第7章 この会は、会費及び事業の参加費等の収入で運営する。</p> <p>2 この会の会計は、監事による監査を経て、総会に報告する。</p> <p>(その他)</p> <p>第8章 その他この会の運営に必要な事項については、役員会で協議する。</p> <p>(附則)</p> <p>この規約は、設立総会の議決を得て2012年5月27日から施行する。</p>	